

秋田県自治研修所昇降機保守点検業務委託特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名 秋田県自治研修所昇降機保守点検業務
2. 業務場所 秋田県自治研修所管理研修棟1台、宿泊棟1台
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)による。

II. 業務内容

1. 業務対象設備仕様

(1) 主仕様

- ・製造者 日立社製
- ・設置年 平成6年
- ・用途 乗用
- ・停止階数 管理研修棟 3階、宿泊棟 4階
- ・積載量 750 Kg
- ・速度 45m/分

(2) 付加装置

- ・車いす仕様
- ・地震時管制運転装置
- ・火災時管制運転装置
- ・停電時自動着床装置
- ・オートアナウンス装置

2. 契約方式

POG契約とする。

3. 遠隔監視

エレベーターの運転状況をモニタリング装置により24時間365日遠隔監視し予防保守に努めること。

遠隔監視通報メッセージは次の種類とする。

閉じこめ故障、起動不能、扉開閉不良、安全装置作動、電源異常、基準設定値頻度異常、その他警報(アラーム)、その他注意(アラート)

4. 定期点検

隔月1回巡回点検を行い、運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合を発見した場合は直ちに適切な処置を実施すること。

5. 点検内容

共通仕様書による。

Ⅲ. 提出図書

- | | |
|------------|-----------|
| 1. 委託業務着手届 | 契約締結後速やかに |
| 2. 業務計画書 | 契約締結後速やかに |
| 3. 作業届 | 作業実施3日前 |
| 4. 点検報告書 | 作業実施後速やかに |
- 定期点検報告以外に、遠隔監視の結果を一月単位で取りまとめ報告すること。
- | | |
|--------------|----------------------|
| 5. 委託業務完了通知書 | 業務委託契約書第21条及び第22条による |
| 6. 有資格者証の写し | 業務着手前 |

Ⅳ. その他

【消耗品・修理品】

1. 消耗品以外の部品については委託者が負担する。ただし、保守上の不備等受託者の責任に帰する故障については、受託者の責任においてこれを負担するものとする。
2. 本委託業務以外の修理については、別途契約するものとする。
3. 修理品は、製造者指定品を使用し、製造者仕様以外の改造は行ってはならない。

【事故等の措置】

1. 故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるような体制を確保すること。閉じこめ事故や故障等で連絡を受けた時は、速やかに到着し当該対策作業にとりかかること。

【点検技術者】

1. 本委託にかかる点検作業は、安全確保のため、有資格者含む2名以上で行うこと。

【協議】

1. この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。